

# 2019年度 中津川市ごみ収集カレンダー

他地区のごみステーションへのごみ出しは厳禁です

中津・苗木・坂本  
落合・神坂・阿木

収集地域	燃えないごみ/資源ごみ・硬質ごみ・有害ごみ													燃えるごみ	大型ごみ
	収集種別	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月		
10区・11区・12区・新町区・一色区	燃えないごみ	16	7	18	16	13	17	15	5	17	14	12	24	月・木・火・金	申込時に収集日・収集指定場所を確認してください 事前に申込みが必要で 毎月1回
	資源・硬質・有害ごみ	12	17	14	12	9	13	11	8	13	17	18	10		
中央区・14区・16区	燃えないごみ	16	7	18	16	13	17	15	5	17	14	12	24		
	資源・硬質・有害ごみ	2	14	4	2	6	3	1	12	3	7	4	3		
東7区・西7区・8区・9区・昭和区	燃えないごみ	23	28	25	23	27	24	29	26	24	28	12	24		
	資源・硬質・有害ごみ	9	21	11	9	20	10	8	19	10	21	25	17		
17区・18区・東18区・24区・銭亀区・丸山警察官舎 丸山団地区・ビレッジハウス中津川第3・子野区・松田区	燃えないごみ	3	8	5	3	7	4	2	6	4	8	5	4		
	資源・硬質・有害ごみ	26	31	28	31	23	27	25	22	27	31	28	27		
19区・21区・実戸区・中村区 ビレッジハウス中津川第2・尾鳩区	燃えないごみ	17	22	19	17	21	18	16	20	18	22	19	18		
	資源・硬質・有害ごみ	10	15	12	10	14	11	9	13	11	15	14	11		
苗木地区	燃えないごみ	24	29	26	24	28	25	23	27	25	29	26	25		
	資源・硬質・有害ごみ	19	24	21	19	16	20	18	15	20	24	21	13		
落合・神坂地区（馬籠は除く）	燃えないごみ	10	15	12	10	14	11	9	13	11	15	12	11		
	資源・硬質・有害ごみ	5	10	7	5	2	6	4	1	6	10	7	6		
1区・2区・3区・4区・5区・6区・手賀野上区 会所ヶ丘区・ビレッジハウス中津川第1	燃えないごみ	8	20	10	8	19	9	21	18	9	20	10	9		
	資源・硬質・有害ごみ	3	8	5	3	7	4	2	6	4	8	5	4		
23区・桃山区・西ヶ丘区・大平区・山手区 後田区・大峡区・共栄区・松源寺区	燃えないごみ	1	13	3	1	5	2	7	11	2	6	3	2		
	資源・硬質・有害ごみ	24	29	26	24	28	25	30	27	25	29	26	25		
千旦林地区	燃えないごみ	15	27	17	22	22	26	24	25	16	27	17	16		
	資源・硬質・有害ごみ	11	16	13	11	8	12	10	14	12	16	13	12		
茄子川地区	燃えないごみ	22	30	24	29	26	30	28	28	26	30	24	23		
	資源・硬質・有害ごみ	17	22	19	17	21	18	16	20	18	22	19	18		
阿木地区	燃えないごみ	18	23	20	18	15	19	17	21	19	23	20	19		
	資源・硬質・有害ごみ	4	9	6	4	1	5	3	7	5	9	6	5		

**環境センターへのごみの直接搬入**

◆直接搬入日時  
平日（月～金）及び第2・第4日曜日  
8:45～12:00、13:00～16:30

◆大型ごみは事前に電話で申し込みが必要です。  
（電話申込み受付時間：平日8:30～17:15）  
10kgあたり100円の手数料がかかります。  
（10kgに満たない場合も100円です。）

直接搬入できる第2・第4日曜日												
4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	
14日	12日	9日	14日	11日	8日	13日	10日	8日	12日	9日	8日	
28日	26日	23日	28日	25日	22日	27日	24日	22日	26日	23日	22日	

年末年始の営業日 28日の搬入は家庭ごみのみ	日付/区分	燃えるごみ	燃えない/資源・有害	直接搬入
	12/28（土）	月木地区特別収集	休業	持込可（～16時）
	12/29（日）	火金地区特別収集	休業	休業
	12/30（月）～1/3（金）	休業	休業	休業
	1/4（土）	月木地区特別収集	休業	休業
1/5（日）	火金地区特別収集	休業	休業	

**ごみ出し・直接搬入時の注意事項**

◆「ごみの出し方」（裏面）を参考に、正しい分別区分でごみを出してください。

**ご注意ください**

- ・正しく分別されていない場合、注意シールを貼って、収集しません。正しく分別して、再度出してください。
- ・ストーブ・ファンヒーター・電子レンジ・もちつき機・ホームベーカリーは「大型ごみ」で出してください。
- ・スプレー缶・ガスライターは「有害ごみ」です。使い切って穴を開ける・ガスを抜く等処理を行い「有害ごみ」に出してください。風通しがよく、火気のない屋外で注意して作業してください。
- ・電池類は「有害ごみ」です。電池類が入っているおもちゃ等を処分する場合、必ず電池類は取り外して「有害ごみ」に出してください。

- ◆ 指定袋は十字にしばって出してください。
- ◆ ごみステーションは各自自治会管理です。ルールに従って清潔に使用しましょう。
- ◆ 剪定枝は、長さ40cm以下・太さ8cm以下であれば、燃えるごみとしてお出し頂けます。市指定燃えるごみ袋に入れて出すか、1束の大きさ30cm以下にして市指定燃えるごみ袋（サイズ 大）を1束ごとに1枚ずつ付けて出してください。
- ◆ 大型ごみを直接搬入するときは必ず事前に電話で申し込みが必要です。10kgあたり100円の手数料がかかります。燃えるごみ・燃えないごみは必ず指定袋に入れて搬入してください。
- ◆ 大型ごみを地区のステーションに出す場合は、事前に申込みをして「大型ごみシール」を購入（1枚500円）・貼付のうえ、指定日、指定場所に出してください。（指定日時・場所等は、申込時にお伝えします。）
- ◆ 農機具・農薬・農業用資材・自動車部品・タイヤ・塗料・消火器・ガスボンベ・ホットカーペット・オイルヒーター・建築廃材・コンクリート類などの環境センターで処理できないごみについては、廃棄物処理業者または販売店へ相談してください。
- ◆ 新聞・雑誌・ダンボール・雑紙（包装紙・菓子箱・メモ紙など）・牛乳パック（開いて洗ったもの）は、お近くのリサイクルボックスへ出してください。
- ◆ 衣類は透明または半透明の袋に入れて、衣類回収場所にお持ち込みください。  
市では、衣類・布類は年3回（6月・10月・2月）拠点（市役所・総合事務所・地域事務所）にて、リサイクルセンターでは常時（平日・年末年始除く）回収しています。
- ◆ マークのついた白色トレイ類・発泡スチロール（きれいなもの）はリサイクルセンターへ【平日（月～金）のみ】または、受け入れ可能なリサイクルボックスへお持ち込みください。

**お問い合わせ 大型ごみ受付**

- ◆環境センター TEL 62-0085
- ◆苗木事務所 TEL 66-1301
- ◆落合事務所 TEL 69-3201
- ◆神坂事務所 TEL 69-4111
- ◆市役所環境政策課 TEL 66-1111（代）
- ◆坂本事務所 TEL 68-2001
- ◆阿木事務所 TEL 63-2001